

令和6年12月

伊那市議会定例会議案書

令和6年11月29日

令和6年12月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	専決処分の承認を求めることについて……………	3
議案第2号	農業委員会委員の任命について……………	5
議案第3号	財産（土地）の取得について……………	8
議案第4号	公の施設の指定管理者の指定について……………	12
議案第5号	公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について……………	15
議案第6号	伊那市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	16
議案第7号	伊那市産学官連携拠点施設条例の一部を改正する条例……………	27
議案第8号	伊那市林業生活環境施設条例の一部を改正する条例……………	33
議案第9号	伊那市学校法人の助成の手続に関する条例の一部を改正する条例……………	35
議案第10号	伊那市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例……………	37
議案第11号	伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例及び伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………	47
議案第12号	財産（建物）の譲与について……………	50
議案第13号	令和6年度伊那市一般会計第6回補正予算について……………	51
議案第14号	令和6年度伊那市国民健康保険特別会計第1回補正予算について……………	52
議案第15号	令和6年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第1回補正予算について……………	53
議案第16号	令和6年度伊那市介護保険特別会計第2回補正予算について……………	54
議案第17号	令和6年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第2回補正予算について……………	55

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

伊那市長 白鳥 孝

専 決 処 分 書

令和6年度伊那市一般会計第5回補正予算を、別冊のとおり専決処分する。

令和6年10月1日

伊那市長 白 鳥 孝

農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

なお、任命に当たり、認定農業者等が委員の過半数を占めることが困難であるため、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするについて、議会の同意を求める。

記

氏名	生年月日	住所	区分等
平岩 なお子	昭和33年1月4日	伊那市美篤5332番地1	農業者団体推薦
			認定農業者等に準ずる者
小池 和広	昭和24年6月20日	伊那市山寺2609番地2	利害関係を有しない者
小池 正倫	昭和48年1月6日	伊那市西町6701番地2	地区推薦（伊那）
			認定農業者等に準ずる者
池上 朝男	昭和27年1月17日	伊那市日影480番地1	地区推薦（伊那）
平澤 賢	昭和32年3月23日	伊那市野底7590番地	地区推薦（伊那）
丸山 重昭	昭和29年1月13日	伊那市富県629番地2	地区推薦（富県）
			認定農業者等に準ずる者
竹松 康弘	昭和30年5月5日	伊那市富県9055番地2	地区推薦（富県）
			認定農業者等に準ずる者
小林 達男	昭和29年12月23日	伊那市美篤8967番地	地区推薦（美篤）

氏 名	生 年 月 日	住 所	区 分 等
山岸 信博	昭和31年 8 月 9 日	伊那市美篤4952番地	地区推薦（美篤）
入江 光	昭和32年 2 月 7 日	伊那市手良沢岡867番地 4	地区推薦（手良）
野溝 義光	昭和34年 3 月 1 日	伊那市東春近405番地	地区推薦（東春近）
伊東 秀岳	昭和32年 2 月 4 日	伊那市東春近7986番地 5	地区推薦（東春近）
			認定農業者等に準ずる者
泉澤 國人	昭和30年 4 月 4 日	伊那市西箕輪7944番地	地区推薦（西箕輪）
白鳥 幸紀	昭和26年 4 月 20日	伊那市西春近1442番地 2	地区推薦（西春近）
梶野 勉	昭和26年 4 月 2 日	伊那市西春近8790番地	地区推薦（西春近）
伊澤 雄一	昭和24年 1 月 26日	伊那市高遠町東高遠2059 番地 2 号	地区推薦（高遠）
小池 守雄	昭和29年 3 月 10日	伊那市高遠町藤澤2975番 地イ号	地区推薦（高遠）
宮下 由紀夫	昭和30年 4 月 6 日	伊那市長谷市野瀬462番 地 1	地区推薦（長谷）
			認定農業者等に準ずる者
池上 ミドリ	昭和31年 9 月 10日	伊那市手良野口859番地 2	公募
			認定農業者等

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

農業委員会の委員が令和7年3月31日付けで任期満了となることに伴い、上記の者を農業委員会の委員に任命したいので、提案するものであります。

なお、委員の任期は、3年であります。

財産（土地）の取得について

下記のとおり財産（土地）を取得することについて、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年伊那市条例第47号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 地番 | 伊那市東春近6800番1 ほか54筆
(別記のとおり) |
| 2 | 地目 | 田、畑、山林及び宅地 |
| 3 | 地積 | 49,698.41平方メートル |
| 4 | 取得予定価格 | 146,392,745円 |
| 5 | 相手方 | 
 ほか41人
(別記のとおり) |

令和6年11月29日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

東原工業団地の拡張用地として取得するため、提案するものであります。

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 山荘

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
馬の背ヒュッテ	株式会社ファーストアッセント伊那支店	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで

2 みはらしファーム

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
とれたて市場	上伊那農業協同組合	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
そばの家 名人亭	上伊那農業協同組合	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
手づくりパン工房 麦の家	伊那市手づくりパン同好会	令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで

3 林業生活環境施設

施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
吹上集会センター	吹上区	令和7年1月1日から 令和16年3月31日まで
与地集会センター	与地区	令和7年1月1日から 令和16年3月31日まで
沢地域交流センター	沢町内会	令和7年1月1日から 令和16年3月31日まで
上大島地域交流センター	上大島区	令和7年1月1日から 令和16年3月31日まで
小沢地域交流センター	小沢区	令和7年1月1日から 令和16年3月31日まで
ふれあい交流センター笠原	笠原区	令和7年1月1日から 令和16年3月31日まで

4 キャンプ場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
小黒川溪谷キャンプ場	株式会社伊那リゾート	令和 7年 4月 1日から 令和12年 3月31日まで
千代田湖キャンプ場	伸和コントロールズ株式会社	令和 7年 4月 1日から 令和10年 3月31日まで
鹿嶺高原キャンプ場	一般社団法人伊那谷山りん舎	令和 7年 4月 1日から 令和12年 3月31日まで
南アルプス雷鳥荘	一般社団法人伊那谷山りん舎	令和 7年 4月 1日から 令和12年 3月31日まで

5 介護予防施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
桜井地域支え合いセンター	桜井区	令和 7年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
市野瀬地域支え合いセンター	市野瀬区	令和 7年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
中条介護予防・生活支援拠点施設	中条区	令和 7年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
上戸南部介護予防・生活支援拠点施設	上戸南部実行部	令和 7年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
宮下・中平・宮原介護予防・生活支援拠点施設	三常会集会所管理会	令和 7年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで
西和手・共信介護予防・生活支援拠点施設	勝間西常会	令和 7年 4月 1日から 令和 9年 3月31日まで

6 拠点施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那市産業と若者が息づく拠点施設	株式会社産直新聞社	令和 7年 4月 1日から 令和10年 3月31日まで

7 連携拠点施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那市産学官連携拠点施設	株式会社やまとわ	令和 7年 4月 1日から 令和10年 3月31日まで

令和6年11月29日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

公の施設の指定管理者の指定の期間を下記のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

記

1 市営駐車場

施設の名称	指定管理者の名称	議決年月日	現行の指定の期間	変更後の指定の期間
中央第2駐車場	伊那電装株式会社	令和3年12月17日	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで	令和4年4月1日から 令和7年3月31日まで

2 旧中村家住宅

施設の名称	指定管理者の名称	議決年月日	現行の指定の期間	変更後の指定の期間
旧中村家住宅	特定非営利活動法人ナカラ	令和6年3月15日	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

令和6年11月29日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

公の施設の指定管理者の指定の期間を変更するため、提案するものであります。

伊那市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 伊那市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年伊那市条例第39号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第49条 次の各号のいずれかに該当する者には、第47条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p>	<p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第49条 次の各号のいずれかに該当する者には、第47条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p>

旧	新
<p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第50条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第6項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p>	<p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第50条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第6項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合</p>

旧	新
(2)～(3) 略 7～9 略	(2)～(3) 略 7～9 略

(伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例（平成18年伊那市条例第43号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p style="text-align: center;">(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場</p>	<p style="text-align: center;">(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場</p>

旧	新
<p>合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) 略</p> <p>6～10 略</p>	<p>合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合</p> <p>(3) 略</p> <p>6～10 略</p>
<p>（退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合に</p>	<p>（退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合に</p>

旧	新
<p>において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2～6 略</p>
<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合に</p>	<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合に</p>

旧	新
<p>は、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>は、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>2～6 略</p>
<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。</p>	<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。</p>

旧	新
5～8 略	5～8 略

(伊那市公共物管理条例の一部改正)

第3条 伊那市公共物管理条例(平成18年伊那市条例第143号)の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(罰則)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は3万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(罰則)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は3万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(伊那市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 伊那市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成18年伊那市条例第168号)の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対</p>

旧	新
<p>しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) 略</p>

(伊那市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第5条 伊那市個人情報保護法施行条例(令和4年伊那市条例第36号)の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
附 則	附 則
<p>(経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行</p>	<p>(経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行</p>

旧	新
<p>後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 前条の規定の施行の際、現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる者</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 略</p>	<p>後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 前条の規定の施行の際、現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者</p> <p>(2) 第1項第2号に掲げる者</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 略</p>

(伊那市個人情報保護審査会条例の一部改正)

第6条 伊那市個人情報保護審査会条例(令和4年伊那市条例第37号)の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(罰則)</p> <p>第12条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第12条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

第3条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(伊那市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の伊那市一般職の職員の給与に関する条例第50条第1項第1号及び第6項第3号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の伊那市

一般職の職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項並びに第17条第4項並びに伊那市一般職の職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和6年11月29日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市産学官連携拠点施設条例の一部を改正する条例

伊那市産学官連携拠点施設条例（令和4年伊那市条例第42号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
<p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第5条 指定管理者は、連携拠点施設において、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 共用施設の使用の許可、使用の停止等に関する業務</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第5条 指定管理者は、連携拠点施設において、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 共用施設及び<u>オフィス専用施設</u>の使用の許可、使用の停止等に関する業務</p> <p>(2)～(3) 略</p>
<p>（開館時間及び休館日）</p> <p>第6条 共用施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 開館時間 午前9時から<u>午後9時</u>まで</p> <p>(2) 休館日 <u>火曜日</u>及び12月29日から翌年の1月3日まで</p> <p>2 略</p>	<p>（開館時間及び休館日）</p> <p>第6条 共用施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 開館時間 午前9時から<u>午後6時</u>まで</p> <p>(2) 休館日 <u>日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日、8月13日から8月16日まで及び12月29日から翌年の1月3日まで</u></p> <p>2 略</p>

旧	新
<p>(オフィス専用施設の使用対象者)</p> <p>第7条 オフィス専用施設を使用することができる者は、オフィス専用施設において地域資源を生かした農林業等の新たな取組を行う個人、法人又は団体のうち、次の各号のいずれかに該当する者であつて、<u>市長</u>が使用をさせることが適当であると認めたものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(オフィス専用施設の使用対象者)</p> <p>第7条 オフィス専用施設を使用することができる者は、オフィス専用施設において地域資源を生かした農林業等の新たな取組を行う個人、法人又は団体のうち、次の各号のいずれかに該当する者であつて、<u>指定管理者</u>が使用をさせることが適当であると認めたものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(オフィス専用施設の使用の許可)</p> <p>第9条 オフィス専用施設を使用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>に申請し、許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付すことができる。</p>	<p>(オフィス専用施設の使用の許可)</p> <p>第9条 オフィス専用施設を使用しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者</u>に申請し、許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、前項の許可に際し、管理上必要な条件を付すことができる。</p>
<p>(オフィス専用施設の使用期間)</p> <p>第10条 オフィス専用施設の使用期間は、3年以内とする。ただし、<u>市長</u>は、特に必要があると認めるときは、使用期間を延長することができる。</p>	<p>(オフィス専用施設の使用期間)</p> <p>第10条 オフィス専用施設の使用期間は、3年以内とする。ただし、<u>指定管理者</u>は、特に必要があると認めるときは、<u>市長の承認を得て</u>、使用期間を延長することができる。</p>

旧	新
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第11条 <u>市長又は</u>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長又は</u>指定管理者が使用を不相当と認めるとき。</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当と認めるとき。</p>
<p>(利用料金)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>2</u> 前項の規定により納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p><u>3</u> 略</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>2</u> <u>指定管理者は、利用料金の額を、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。</u></p> <p><u>3</u> <u>第1項</u>の規定により納付された利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p><u>4</u> 略</p>
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第19条 <u>市長又は</u>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、連携拠点施設の使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。この場合において、使用者に生じた損害については、<u>市長又は</u>指定管理者は、その責めを負わない。</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、連携拠点施設の使用許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。この場合において、使用者に生じた損害については、指定管理者は、その責めを負わない。</p>

旧			新		
(1)～(5) 略 (6) 前各号に掲げるもののほか、 <u>市長又は指定管理者</u> において必要があると認めるとき。			(1)～(5) 略 (6) 前各号に掲げるもののほか、 <u>指定管理者</u> において必要があると認めるとき。		
(市長による管理) 第22条 略 2 前項の規定により市長が連携拠点施設の管理を行う場合における第6条、 <u>第8条、第15条、第17条、第18条</u> 及び別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			(市長による管理) 第22条 略 2 前項の規定により市長が連携拠点施設の管理を行う場合における第6条、 <u>第8条から第11条まで、第15条、第17条から第19条まで</u> 及び別表の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第6条	指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは	<u>第6条及び第10条</u>	指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て	市長は、特に必要があると認めるときは
<u>第8条、第15条、第17条、第18条</u>	指定管理者	市長	<u>第8条、第9条、第11条、第15条及び第17条から第19条まで</u>	指定管理者	市長
別表	(第12条関係)	(第23条関係)	別表	(第12条関係)	(第23条関係)
別表	利用料金	使用料	別表	利用料金	使用料
			<u>別表</u>	<u>指定管理者が市長の承認を得て</u>	<u>市長が</u>

旧	新																															
別表（第12条関係） 施設等利用料金 1 共用施設	別表（第12条関係） 施設等利用料金 1 共用施設																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 50%;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>キッチン</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;">250円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	利用料金	略			キッチン	1時間につき	250円	略			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 20%;">単位</th> <th style="width: 50%;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>キッチン</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;">250円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">キッチン（営利目的利用）</td> <td>1時間につき</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td>1日につき</td> <td style="text-align: right;">3,000円</td> </tr> <tr> <td>1月につき</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	利用料金	略			キッチン	1時間につき	250円	キッチン（営利目的利用）	1時間につき	500円	1日につき	3,000円	1月につき	30,000円	略		
区分	単位	利用料金																														
略																																
キッチン	1時間につき	250円																														
略																																
区分	単位	利用料金																														
略																																
キッチン	1時間につき	250円																														
キッチン（営利目的利用）	1時間につき	500円																														
	1日につき	3,000円																														
	1月につき	30,000円																														
略																																
2～4 略 備考 1～2 略	2～4 略 備考 1～2 略 3 <u>キッチン（営利目的利用）を使用する場合の1月当たりの使用日数の上限は、指定管理者が市長の承認を得て別に定める。</u> 4 <u>貸オフィス（大）又は貸オフィス（中）は、当該施設の使用者がいないときに限り、会議室（大）として使用できるものとし、この場合の利用料金の額は会議室（大）の額とする。</u>																															

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。

令和6年11月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

施設の運用について所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市林業生活環境施設条例の一部を改正する条例

伊那市林業生活環境施設条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 3 3 号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新																		
（名称及び位置）	（名称及び位置）																		
第 2 条 林業生活環境施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第 2 条 林業生活環境施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>横山集会施設</td> <td>伊那市横山9327番地 3</td> </tr> <tr> <td>沢地域交流センター</td> <td>伊那市西町5071番地 4</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		横山集会施設	伊那市横山9327番地 3	沢地域交流センター	伊那市西町5071番地 4	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>沢地域交流センター</td> <td>伊那市西町5071番地 4</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略		沢地域交流センター	伊那市西町5071番地 4	略	
名称	位置																		
略																			
横山集会施設	伊那市横山9327番地 3																		
沢地域交流センター	伊那市西町5071番地 4																		
略																			
名称	位置																		
略																			
沢地域交流センター	伊那市西町5071番地 4																		
略																			

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

令和6年11月29日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

林業生活環境施設を所在する区域の認可地縁団体へ譲与するため、提案するものであります。

伊那市学校法人の助成の手続に関する条例の一部を改正する条例

伊那市学校法人の助成の手続に関する条例（平成18年伊那市条例第175号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
<p>（趣旨） 第1条 この条例は、私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第59条</u>の規定により、学校法人に対する助成の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨） 第1条 この条例は、私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第132条</u>の規定により、学校法人に対する助成の手続に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年11月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成24年伊那市条例第44号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
<p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の各号の<u>いずれかに該当するもの</u>とする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上</u></p>	<p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次の<u>とおり</u>とする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学<u>において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有す</u></p>

旧	新
<p data-bbox="280 248 750 277">の実務に従事した経験を有する者</p> <p data-bbox="253 347 1099 568">(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、<u>5年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p data-bbox="253 975 1099 1099"><u>(4)</u> 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p data-bbox="1198 248 2022 325">る者（<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p data-bbox="1171 347 2022 711">(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（<u>次号において「短期大学等」という。</u>）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。<u>次号において同じ。</u>）、<u>5年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p data-bbox="1171 730 2022 951"><u>(4)</u> <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p data-bbox="1171 970 2022 1241"><u>(5)</u> 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（<u>次号において「高等学校等」という。</u>）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p data-bbox="1171 1260 2022 1385"><u>(6)</u> <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道</u></p>

旧	新
<p>(5) 10年以上<u>水道</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 第1号又は第2号に規定する<u>学校を卒業した者</u>であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する<u>学校を卒業した者</u>にあつては<u>1年以上</u>、第2号に規定する<u>学校を卒業した者</u>にあつては<u>2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び<u>学科目</u>又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した<u>もの</u>に限る。）</p>	<p><u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(7) 10年以上<u>水道等</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(8) 第1号又は第2号の<u>卒業者</u>であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の<u>卒業者</u>にあつては<u>2年以上</u>、第2号の<u>卒業者</u>にあつては<u>3年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した<u>者</u>に限る。）で</p>

旧	新
<p>であって、1年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>2 <u>簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）</u>については、<u>前項第1号中「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第2号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、同項第4号中「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、同項第5号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第6号中「第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上」とあるのは「第1号に規定する学校を卒業した者にあつては6か月以上」と、「2年以上」とあるのは「1年以上」と、同項第7号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第8号中「1年以上」とあるのは「6か月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>	<p>あつて、1年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）</p> <p><u>(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>2 <u>簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）</u>については、<u>前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、<u>同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、<u>同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、<u>同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実</u></p>

旧	新
	<p>務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第9号中「最低経過年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（そ</p>

旧	新
	<p>れぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者に必要な資格を有する者</u></p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定</u></p>

旧	新
<p>(2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目</u>又はこれらに相当する<u>学科目</u>を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同項第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目</u>並びにこれらに相当する<u>学科目</u>以外の<u>学科目</u>を修めて卒業した（当該<u>学科目</u>を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する<u>学校を卒業した者</u>については5年以上、同項第3号に規定する<u>学校を卒業した者</u>（専門職大学前期課程の修了</p>	<p><u>する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の<u>課程</u>又はこれらに相当する<u>課程</u>（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する<u>課程</u>を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課程</u>並びにこれらに相当する<u>課程</u>以外の<u>課程</u>を修めて卒業した（当該<u>課程</u>を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第1号に規定する<u>学校の卒業生</u>については5年以上、同項第3号に規定する<u>学校の卒業生</u>（専門職大学前期課程の修了者を含む。次</p>

旧	新
<p>者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同項第4号に規定する<u>学校を卒業した者</u>については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p> <p>2 簡易水道については、前項第1号中「<u>簡易水道以外の水道</u>」とあるのは「<u>簡易水道</u>」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、「7年以</p>	<p>号において同じ。)については7年以上、同項第5号に規定する<u>学校の卒業生</u>については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号に規定する課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の<u>卒業生</u>ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)</u>であって、<u>1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>2 簡易水道については、前項第1号中「<u>3年以上</u>」とあるのは「<u>1年6か月以上</u>」と、「<u>5年以上</u>」とあるのは「<u>2年6か月以上</u>」と、「<u>7年以上</u>」とあるのは「<u>3年6か月以上</u>」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるの</p>

旧	新
<p>上」とあるのは「3年6か月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6か月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>は「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6か月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、<u>同項第7号中「1年以上」とあるのは「6か月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年11月29日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）等の施行により、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例及び伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊那市農業集落排水施設の設置等に関する条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 5 8 号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧				新			
(名称、位置及び区域)				(名称、位置及び区域)			
第 3 条 農業集落排水施設の名称、農業集落排水処理施設の名称並びに位置及び排水施設整備区域は、次のとおりとする。				第 3 条 農業集落排水施設の名称、農業集落排水処理施設の名称並びに位置及び排水施設整備区域は、次のとおりとする。			
農業集落排水施設の名称	農業集落排水処理施設 名称	位置	排水施設整備区域	農業集落排水施設の名称	農業集落排水処理施設 名称	位置	排水施設整備区域
略				略			
<u>伊那市美篤東部地区農業集落排水施設</u>	<u>美篤東部浄化センター</u>	<u>伊那市美篤3422番地</u>	<u>芦沢区、南割区、笠原区、横町及び西高遠千年町の区域</u>	伊那市西春近小出北部地区農業集落排水施設	西春近小出北部浄化センター	伊那市西春近135番地	小出一区及び小出二区の一部の区域
伊那市西春近小出北部地区農業集落排水施設	西春近小出北部浄化センター	伊那市西春近135番地	小出一区及び小出二区の一部の区域	伊那市西春近小出北部地区農業集落排水施設	西春近小出北部浄化センター	伊那市西春近135番地	小出一区及び小出二区の一部の区域

旧		新	
略		略	
別表第2（第15条関係） (1戸につき)		別表第2（第15条関係） (1戸につき)	
農業集落排水施設の名称	加入金	農業集落排水施設の名称	加入金
略		略	
伊那市美篤東部地区農業集落排水施設	370,700円	伊那市西春近小出北部地区農業集落排水施設	504,900円
伊那市西春近小出北部地区農業集落排水施設	504,900円		
略		略	

(伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 伊那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成18年伊那市条例第203号）の一部を次のように改正する。

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
別表第3（第2条関係）			別表第3（第2条関係）		
上牧の一部	野底の一部	福島の一部	上牧の一部	野底の一部	福島の一部
伊那部の一部	美篤の一部	東春近の一部	伊那部の一部	美篤の一部	東春近の一部
西箕輪の一部	西春近の一部		西箕輪の一部	西春近の一部	手良中坪の一部

旧	新	
	<u>高遠町西高遠の一</u> 部	

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

美簗東部地区の農業集落排水事業を伊那特定環境保全公共下水道事業に統合等するため、提案するものであります。

財産（建物）の譲与について

下記のとおり建物を譲与することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 譲与する建物
 - (1) 所在地 伊那市横山 9 3 2 7 番地 3
 - (2) 名称 横山集会施設
 - (3) 構造規模 木造 平屋建て
263.84 平方メートル
- 2 譲与する相手先 伊那市横山 9 3 3 2 番地
横山区
代表 小林 伸一
- 3 譲与する日 令和 7 年 1 月 1 日

令和 6 年 11 月 29 日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

林業生活環境施設を所在する区域の認可地縁団体へ譲与するため、提案するものがあります。

令和 6 年度伊那市一般会計第 6 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市一般会計第 6 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 6 年度伊那市国民健康保険特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市国民健康保険特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 6 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 6 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市介護保険特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

伊那市長 白鳥 孝

令和 6 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 2 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 2 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

伊那市長 白鳥 孝